

第4次 秋田市障がい者プラン

概要版



平成25年3月
秋田市

1 第4次秋田市障がい者プランとは

第4次秋田市障がい者プランは、本市の障がい者福祉施策の全体像を示すものです。また、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に、障害者自立支援法（平成25年4月1日より障害者総合支援法）に基づく「市町村障害福祉計画」を包含させ、一体のものとして策定するもので、本市の障がい福祉施策を展開していく上での実施計画となるものです。

2 計画期間等

本プランの計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間とします。

プランに包含される「第3期秋田市障がい福祉計画」の計画期間は、平成24年度から26年度までの3年間であり、平成26年度に必要な見直しを行った上で、平成27年度から29年度までを計画期間とする「第4期秋田市障がい福祉計画」を策定することとしています。

第4次秋田市障がい者プラン

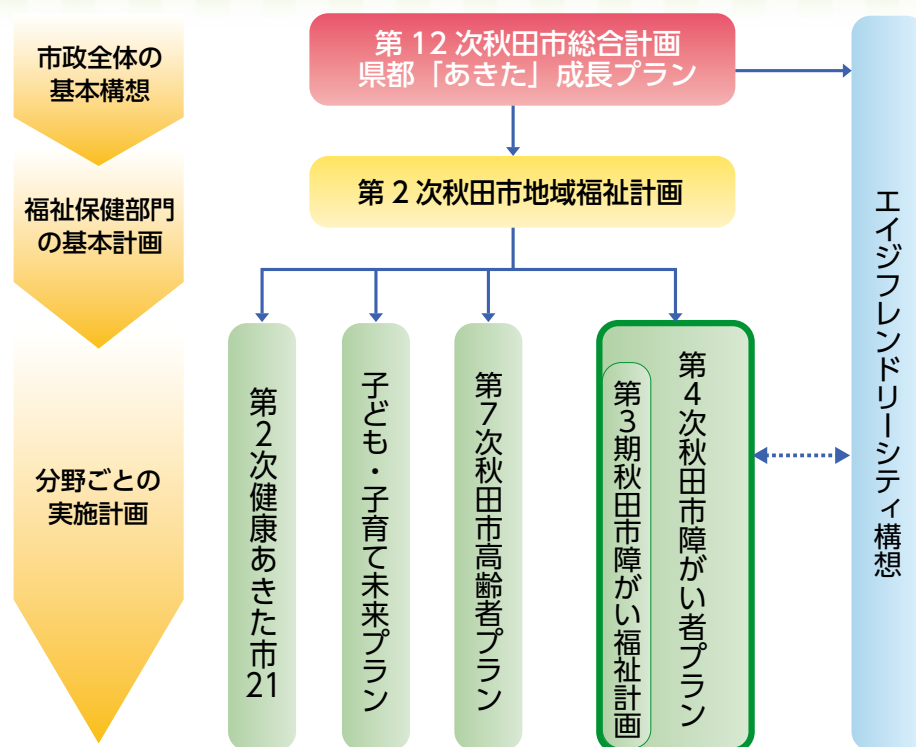
障害者基本法「市町村障害者計画」
(障がい者施策に関する基本的計画)
(期間：平成25～29年度)

障害者総合支援法「市町村障害福祉計画」
(障がい福祉サービス等の提供体制確保に関する計画)
第3期秋田市障がい福祉計画（24～26年度）
第4期秋田市障がい福祉計画（27～29年度：予定）

参考 第1期秋田市障害福祉計画（平成19～20年度）
第2期秋田市障害福祉計画（平成21～23年度）

3 他の計画との関係・位置づけ

このプランは、秋田市行政の基本構想である「第12次秋田市総合計画（県都「あきた」成長プラン）」のもと、「秋田市地域福祉計画」の理念を共有する他の福祉および保健に関する計画や「エイジフレンドリーシティ構想」とも整合性を図るものです。



4 秋田市の人口と障がい者数の推移

秋田市の人口は、平成18年度から平成23年度にかけて、わずかながら減少しているものの、32万人台を維持しています。そのような中で、障がい者数は年々増加しており、障がい者比率を見ると、平成22年度で7%を超え、平成23年度では7.2%に至っています。

秋田市の人口と障がい者数の推移

◎秋田市の人口の推移

各年度末現在 単位：人

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人口	328,723	326,309	324,512	323,425	322,092	320,904

※数値は、住民基本台帳月報データベースから

◎障がい者数の推移

各年度末現在 単位：人

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体障がい者	12,950	13,201	13,335	13,663	13,892	13,984
知的障がい者	1,702	1,739	1,774	1,807	1,843	1,900
精神障がい者	5,310	5,375	5,827	6,430	6,845	7,273
計(三障がい合計)	19,962	20,315	20,936	21,900	22,580	23,157
秋田市の人口に対する障がい者比率(%)	6.07	6.23	6.45	6.77	7.01	7.22

◎障がい者手帳所持者数の推移

各年度末現在 単位：人

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体障害者手帳	12,950	13,201	13,335	13,663	13,892	13,984
療育手帳	1,702	1,739	1,774	1,807	1,843	1,900
保健福祉手帳	982	1,027	1,092	1,267	1,372	1,479
計(手帳所持者)	15,634	15,967	16,201	16,737	17,107	17,363
秋田市の人口に対する手帳所持者比率(%)	4.76	4.89	4.99	5.17	5.31	5.41

5 基本理念・施策の体系

第4次秋田市障がい者プランでは、秋田市行政の基本構想である第12次秋田市総合計画（県都「あきた」成長プラン）および第2次秋田市地域福祉計画を踏まえた上で、「改正障害者基本法」や「障害者総合支援法」の理念に則り、国の新たな障がい保健施策にも対応するため、基本理念を「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」と決めました。

この理念の実現を目指して、次ページに示す施策体系により関連事業等を展開していくものです。

第12次秋田市総合計画（県都「あきた」成長プラン）の基本構想
「ともにつくり ともに生きる 人・まち・暮らし」

第2次秋田市地域福祉計画の理念
「地域のしあわせをみんなで築く」

改正障害者基本法・障害者総合支援法のキーワード

「個人の尊厳の尊重」

「共生社会の実現」

「社会参加の機会確保」

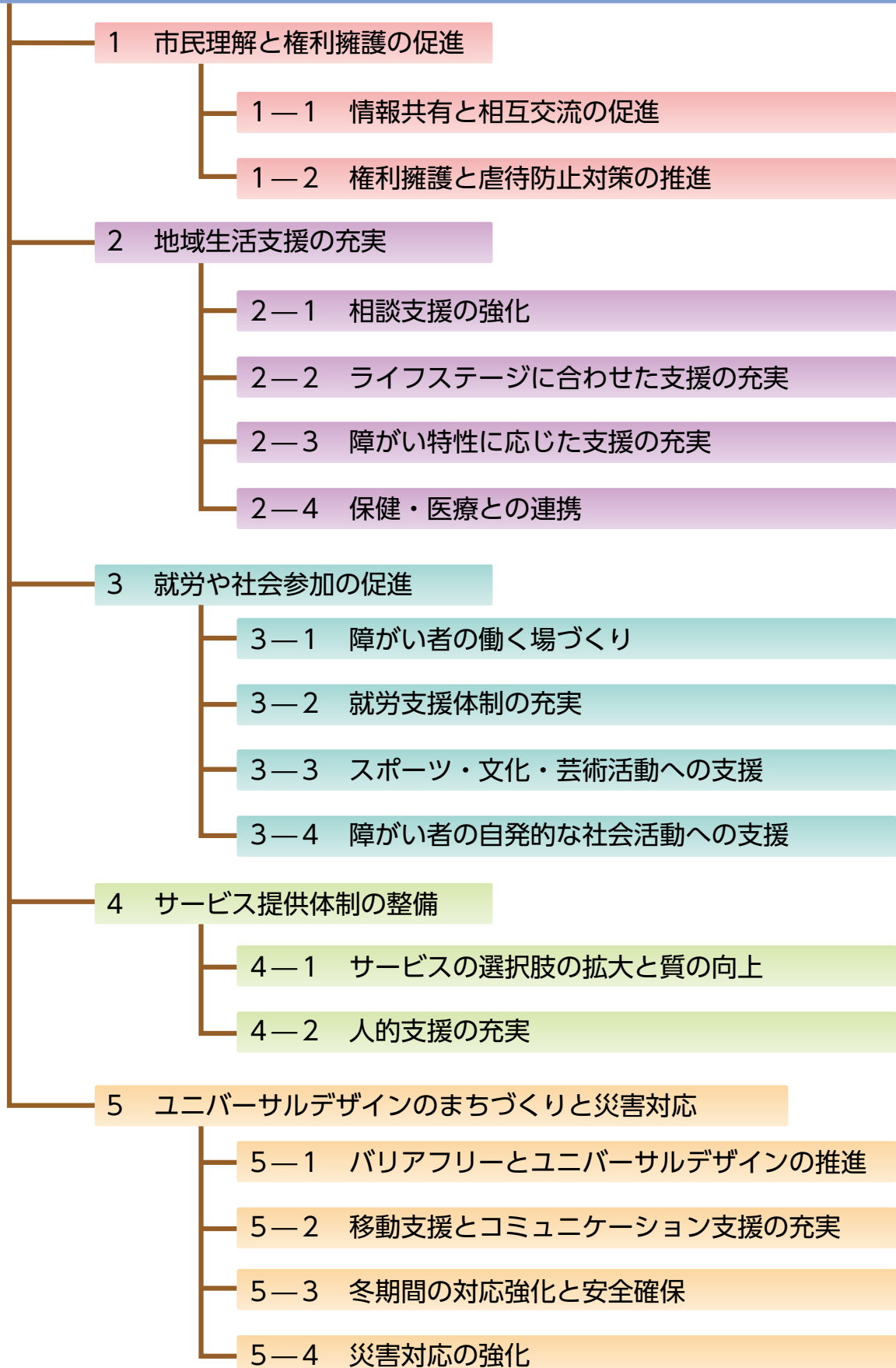
「サービス基盤の計画的整備」

「社会的障壁の除去」



第4次秋田市障がい者プランの基本理念
**「誰もが人格と個性を尊重し
相互に支え合う共生社会の実現」**

第4次障がい者プラン 「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」



6 施策の展開

障がい者福祉施策や関連事業は多岐にわたることから、その性質に着目し、5つの章と16の節、42の項目に区分し、項目ごとに【現状と課題】【施策の方向】【取組の目標】【市の主な取組・事業】【他の主体による取組・事業例】を次の記述方法により、簡潔に示します。 ※概要版では、【施策の方向】のみ掲載

【現状と課題】

各項目における本市の現状を踏まえての取り組むべき課題とその必要性等について記しています。

【施策の方向】

課題解決に向けた、本市における障がい者福祉施策の進むべき方向性について記しています。

【取組の目標】

上記で示した方向性にしがって具体的な取組を進めていく上での目標とする指標や数値、新たに取組む事業等を記しています。

【市の主な取組・事業】

現在、本市（市役所）が既に行っている主な取組や事業を記しています。また、再掲のものは太字で記しています。

【他の主体による取組・事業例】

本市（市役所）以外の機関や企業・団体等が実施している障がい者福祉の向上に向けた取組や事業の例を記しています。

第1章 市民理解と権利擁護の促進

障がいのある方もそうでない方も同じ地域社会の構成員です。一人ひとりに違った個性があり、障がいもその人の個性のひとつです。誰もが互いの人権・生命・人格を尊重し、支え合う共生社会を実現するために、すべての市民の理解と協力のもと、心のバリアフリーを目指します。

第1節 情報共有と相互交流の促進

1 公共媒体等を活用した普及啓発活動

【施策の方向】

- 障がいのある方に対しては、関係する制度やサービスの利用方法等の有益な情報を、広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用して提供します。
- 視覚・聴覚障がい者に対しては、「声の広報」や「点字広報」の発行、音声コードの普及等、障がい特性に応じた分かりやすい情報の発信に努めます。
- 障がいのない方に対しては、公共媒体を活用して、障がいのある方の活動や取組を広く紹介するなどし、障がいに対する正しい知識と理解の普及に努めます。
- 様々なICT機器の活用による情報保障体制の強化について研究していきます。

2 イベント等を活用した相互交流の促進

【施策の方向】

- 国が定めた障害者週間（12月3日から12月9日）にあわせた広報活動や本市独自の取組を進めていきます。
- 地域の福祉施設等を活用しながら、子どもたちが障がいのある方と積極的に関わろうとする意欲や態度を育む福祉教育の推進に努めます。

第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進

1 成年後見制度等による権利擁護の推進

【施策の方向】

- 成年後見制度が適切に利用されるようにするため利用方法等の周知に努めます。
- 秋田市社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業等関連事業の周知を図るとともに、成年後見人の養成をはじめ人的支援の仕組みづくりに努めます。

2 虐待防止対策の体制整備

【施策の方向】

- 障害者虐待防止法の施行に伴い設置した「秋田市障がい者虐待防止センター」を効果的に運営できるよう対応体制の整備等を進めていきます。
- 複雑に絡み合う障がい者虐待事案に効果的に対応できるようにするため、相談支援事業者等の関係機関との連携体制の整備を図るとともに、障がい者虐待防止のための普及啓発に努めます。

第2章 地域生活支援の充実

障がいのある方が、地域の中で共生し、その人らしい毎日の暮らしを送ることができるように、ソーシャル・インクルージョン（地域社会での支え合い）の考えに基づいた取組を推進します。また、性別・年齢・障がいの特性・生活環境等の違いを考慮し、障がいのある方一人ひとりにそった地域支援体制を目指します。

第1節 相談支援の強化

1 相談支援体制の強化

【施策の方向】

- 障がいのある方やその介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、虐待防止のための関係機関との調整等を的確に行える体制を整備するとともに、専門的知識と技術を兼ね備えた人材の育成に努めます。
- 障がいのある方の誰もが平等なサービスを受けられることができるように、指定特定相談支援事業者の平準化を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援といった地域相談支援体制の強化に努めます。

2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備

【施策の方向】

- 地域包括支援センターの増設と増設までの体制を充実するほか、民生委員・児童委員の活動を支援し、各相談機関との連携を図ることで、障がいのある方の福祉サービスの水準が維持・向上されるような体制を整備します。

3 地域自立支援協議会の機能強化

【施策の方向】

- 障がい福祉に関する様々な課題に柔軟に対応していくため、地域の多様な主体が参加し、情報共有・相談・新たな取組・社会資源の開発ができる場に拡大するなど、地域自立支援協議会の機能強化を図ります。

第2節 ライフステージに合わせた支援の充実

1 障がい児の早期発見および支援の充実

【施策の方向】

- 障がい児やその保護者のニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導や必要な支援に努めます。
- 将来の障がい児の自立や社会参加に向けて、障がい児の生活力や社会性を養い、健全な育成を図るための支援に努めます。
- 障がい児が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。

2 障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 秋田市と関係機関や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じた役割を分担し、地域で障がいのある方の生活を支えることができる体制の充実に努めます。
- 障がいのある方が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

3 高齢障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 地域で暮らす高齢障がい者を介護、福祉、保健、医療等、様々な面から総合的に支え、一人ひとりが生きがいを持って生き生きと住み慣れた地域の中で暮らせるよう、高齢障がい者の尊厳を守るとともに、地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 進展する超高齢社会や社会情勢にも対応した施策を推進するよう努めます。
- 高齢障がい者が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

4 孤立死防止への対応強化

【施策の方向】

- 一人暮らし等の障がいのある方が地域で孤立しないよう、「自助」「共助」「公助」の協働により、地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 障がいのある方の孤立死をゼロにするため、様々な機会を捉えて、その防止策を探っていきます。

第3節 障がい特性に応じた支援の充実

1 身体障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携をとりながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。

- 国の施策や社会情勢等も注視しながら、必要な支援を適切に行います。

2 知的障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携をとりながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等も注視しながら、必要な支援を適切に行います。

3 精神障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携をとりながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等も注視しながら、必要な支援を適切に行います。

4 その他の障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、制度の谷間で見逃される人がいないよう、各関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供を行うとともに、必要性和実効性を十分に配慮した上で施策を推進します。

第4節 保健・医療との連携

1 健康診査・健康相談の促進

【施策の方向】

- 疾病や障がいのある児童等および保護者に対しては、主治医との連携のもと、健康管理に役立つ指導や助言を行います。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。

2 医療受診支援の強化

【施策の方向】

- それぞれの制度において、対象となる方が適正な医療を受けられるよう、広報等を活用し、継続的な制度の周知に努めます。
- 福祉医療費給付事業に関しては、受給対象者への迅速かつ適切な助成を進めるとともに、将来に向け、財源確保に努めます。

3 心の健康づくりの強化

【施策の方向】

- 悩みや不安を抱え込まず、気軽に相談し、自らの解決の糸口を見つけられるよう、こころの健康に関する問題について、相談しやすい体制づくりと人材育成を進めます。

第3章 就労や社会参加の促進

障がいのある方への支援では、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上という視点が必要不可欠です。障がいのある方が、地域の中で様々な分野において能力を発揮することができ、そして生きがいを持っていきいきと自立して暮らすことができるよう、就労や社会参加の促進を目指します。

第1節 障がい者の働く場づくり

1 就労に向けた普及啓発活動の促進

【施策の方向】

- 障害者法定雇用率の達成に向け、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、関係機関が実施する企業に対する障がい者雇用の理解促進の取り組みを支援します。
- より多くの市民が障がいのある方が製作した製品に触れることができる機会を設けるとともに、市民の理解や関心を深めるため、様々な媒体を活用した広報活動によって、普及啓発を行います。

2 就労の場の確保

【施策の方向】

- 障がいのある方に対する創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進等を行う地域活動支援センターの機能を強化します。
- 在宅の障がいのある方の創作的活動や生産活動の場や地域との交流の場の確保に努めるとともに、障がいのある方の雇用の場を確保するため、障害者法定雇用率対象企業等に対する法令遵守の取り組みを行います。
- 障害者就労支援施設の工賃水準向上や販路拡大を図るための体制を整備します。
- 障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の就労相談機関が行う就労支援活動の支援に努めます。

第2節 就労支援体制の充実

1 多様な就労ニーズへの対応

【施策の方向】

- 障がいのある方に対して、就労に関する各相談機関を分かりやすく紹介するとともに、各相談機関の情報は、ホームページ、障がい者のためのくらしのしおり、広報あきた等を通じて分かりやすく発信します。

2 職場実習等の開催

【施策の方向】

- 障がいのある方の就労のきっかけとなる職場実習の機会を増やします。
- 一般就労へのきっかけづくりとして、特別支援学校や就労移行支援事業所等の要望に応じて、市所管施設等での職場実習の受け入れを行います。
- 職場実習の様子などをホームページや広報あきた等で紹介し、民間企業等における実習を促進します。
- 障害者就業・生活支援センターが、民間企業の協力のもと職場実習を実施する際に受入事業所の募集のPRに協力することで、職場実習の受入事業所の拡大を図ります。

3 就労支援の体制整備

【施策の方向】

- 希望者が就労移行支援や就労継続支援を適切に受けることができるよう努めるとともに、職親制度の実施に向け検討を進めます。

第3節 スポーツ・文化・芸術活動への支援

1 障がい者スポーツ活動への支援強化

【施策の方向】

- 障がいのある方がスポーツを通じて、体力増強や交流等を図ることができるよう、障がい者スポーツの普及に努めます。
- より多くの障がいのある方が、安心してスポーツに取り組めるような環境整備や施設整備を行います。

2 文化・芸術活動への支援強化

【施策の方向】

- 障がいのある方の文化・芸術活動へのニーズを把握し、主体的に取り組むことができるような機会を拡大するとともに、活動内容の充実を図ります。

第4節 障がい者の自発的な社会活動への支援

1 自発的活動の推進

【施策の方向】

- 障がいのある方同士が、互いに支え合うセルフヘルプグループや、同じ障がいのある方同士が集まり、お互いの苦しさや辛さを励まし合うピアカウンセリング等の取組を推進するなどし、自発的な活動に向けて、より一層の支援に努めます。

2 社会的活動への支援強化

【施策の方向】

- 障がいのある方の自立を目指し、社会との交流機会を提供するとともに、関係機関との連携のもと、相談体制やボランティア体制の充実等を通じて、障がいのある方やその家族の主体的な活動を支援します。
- 各種行事や奉仕活動を行っている障がい者団体等が行う事業に対しての支援を行うことで、障がいのある方の自立と社会参加を促進します。

第4章 サービス提供体制の整備

障がいのある方が、それぞれのニーズに対応するサービスを選択できるよう、必要性や実効性も見極めながら、ハード・ソフト両面からのサービス基盤の整備を推進します。また、サービスを利用する本人の意向が十分に尊重されるよう、障がいのある方の目線にたったの提供体制を目指します。

第1節 サービスの選択肢の拡大と質の向上

1 障害福祉サービスの提供体制の整備

【施策の方向】

- 障がいのある方が必要としている障害福祉サービス等が確保されるよう、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等について、障がいのある方とその家族が必要とするサービスを選択し、利用できるよう障がい福祉計画を検証しつつ提供体制の整備等を支援します。

2 地域生活支援事業の提供体制の整備

【施策の方向】

- 障がいのある方が生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう、実施が義務づけられている必須事業の確実な実施と必要とする事業の提供体制の確保に努めます。また、制度の谷間がない支援の提供に努めます。

3 サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備

【施策の方向】

- 障がいのある方が利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への適切な指導を行うとともに、基準が適正なものが必要に応じ検証を行い、障がいのある方の立場を考慮したサービスの提供に努めます。

第2節 人的支援の充実

1 専門性を兼ね備えた人材の育成

【施策の方向】

- 必要なサービス量が充足されるよう、関係機関等との連携によって、障害福祉サービス事業や地域生活支援事業を支える様々な人材の養成と確保に努めます。

2 ボランティアの養成と活動支援体制の整備

【施策の方向】

- 地域住民、さらには障がいのある方自身やその家族もボランティア活動に気軽に参加できるよう、支援策を秋田市社会福祉協議会等と連携して推進します。
- ボランティアやNPOが活発な活動を行える環境整備に努めます。

第5章 ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応

障がいのある方もそうでない方も等しく社会で活動できる共生社会の実現のためにはユニバーサルデザインのまちづくりが求められます。また、発生を完全に抑えることのできない自然災害に備えて減災対策を推進し、障がいのある方の自由な社会参加と安全を確保する体制を目指します。

第1節 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

1 バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進

【施策の方向】

- 障がいのある方のニーズに対応しつつ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた事業を推進します。
- 障がいのある方を含めたすべての人の視点に立って、誰もが自立した社会生活を送ることができるよ

うに、ユニバーサルデザインの普及促進に努めます。

2 公共施設のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進

【施策の方向】

- 「秋田市バリアフリー基本構想」に基づき、施設における移動が円滑に行えるよう、障がいのある方や高齢者、公安委員会、市、特定事業者等が参加する「秋田市バリアフリー協議会」において、事業の進捗管理を適正に進めていきます。
- 障がいのある方の居住の安定を確保するため、公営住宅の供給を図るとともに、障がいのある方向けの賃貸住宅の供給の検討を進めていきます。
- 市庁舎や市民サービスセンター等の公共施設の整備では、ユニバーサルデザインを推進します。

3 心のバリアフリーの推進

【施策の方向】

- 公共私との協働で、市民一人ひとりが、障がいのある方の立場に立った意識を醸成していくための取組を推進します。
- 広報あきたやホームページ等において、バリアフリーに関する様々な取組を紹介することで、市民の知識や理解の啓発に努めます。

第2節 移動支援とコミュニケーション支援の充実

1 移動支援の充実

【施策の方向】

- 公共交通機関の利用についての支援や外出のための人的支援等、必要な施策を推進します。

2 コミュニケーション支援の充実

【施策の方向】

- 視覚や聴覚などに障がいのある方が、安心して生活できるよう、情報保障に努めるとともに、コミュニケーション支援を行う人材の育成や情報機器の普及に努めます。
- 手話通訳者等の設置方法の改善と人数の充実に努めます。
- 平成29年度まで要約筆記者を設置することを念頭に、養成のための環境を整えます。

第3節 冬期間の対応強化と安全確保

1 雪寄せ支援の充実

【施策の方向】

- 障がいのある方の安全・安心を守るため、冬期間の雪害による生活困難の緩和を図ります。
- 除雪ボランティアの活動を支援し、相互に助け合う社会の実現を目指します。

2 冬期間の移動の安全確保

【施策の方向】

- 冬期間の障がいのある方の安全な移動を支援するとともに、冬期間の移動支援サービスの充実に努めます。

第4節 災害対応の強化

1 災害対策の推進

【施策の方向】

- 障がいのある方について、支援の必要性に応じて地域への情報提供を円滑にすることや、個別避難支援プラン作成等、地域が行う避難支援体制づくりをサポートすることで、障がいのある方の安全を確保できるよう努めます。
- 災害時における、「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確なものにしていきます。

2 災害時の避難支援体制の整備

【施策の方向】

- 視覚・聴覚に障がいのある方への災害情報の提供をはじめ、災害時の安否確認や避難支援を行う体制の整備に努めます。
- 災害時要援護者への支援体制については、広報あきたやホームページ等の媒体を通じて、周知を図ります。

3 災害時のサービス提供体制の整備

【施策の方向】

- 関係機関と避難後の支援相談体制を協議し、避難後の福祉・医療サービスの継続を確保するための体制づくりを整えます。
- 高齢者や障がいのある方で、指定避難所での生活が困難な方の二次的な避難所の確保のため、平成24年3月、市内の27の社会福祉法人・医療法人、4校の特別支援学校と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、77施設と4校を福祉避難所に指定しています。今後は、障がいのある方に配慮した備蓄や人材確保について検討を行っていきます。

7 重点プロジェクト等

1 重点プロジェクト

障がい者等による自発的活動に対する支援事業の実施

～ 自助・共助・公助のバランスのとれた取組の推進 ～

共生社会の実現と障がい者福祉の増進を目指して、次に示す5つの重点事項を含む今後の本市の障がい者施策を効果的に推進していくためには、市の取組に加えて、障がい者等やその家族、地域住民等、様々な団体等による地域における自発的な活動が盛んになることも重要です。

障がい者等やその家族、地域住民等からなる様々な団体が地域において行う「障がい者に対する理解の深化」や日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁の除去」、「地域の居場所づくり」等に向けた自発的な活動を支援する「(仮称)障がい者等自発的活動支援事業」等を行います。

2 重点事項

第4次障がい者プランでは、計画期間中に特に重点的に取り組むべき事項として以下の5つを「重点事項」と位置づけ取り組んでいくこととします。

1 心のバリアフリーの推進

- ・虐待防止や成年後見制度の活用等、個人の尊厳を守る取組を進めます。
- ・市民一人ひとりが、障がいのある方の立場に立った意識を醸成していくための取組を進めます。

2 相談支援とコミュニケーション支援の充実

- ・障がいのある方やその保護者の多様化・複雑化する相談に対応するため、相談支援の充実を図ります。
- ・共生社会に不可欠な情報伝達・共有の手段の充実を図ります。

3 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

- ・市庁舎や市民サービスセンター等でバリアフリーとユニバーサルデザインを進めます。

4 災害対応の強化

- ・障がいのある方一人ひとりに対応した災害時における支援体制づくりを進めます。

5 孤立死防止への対応強化

- ・障がいのある方の孤立死の防止に向けた取組を探っていきます。

8 サービス提供の目標および見込み (第3期秋田市障がい福祉計画)

障害福祉計画は、「障害者自立支援法」に基づく法定計画であり、国が定める基本指針に即して、数値目標や指定障害福祉サービスの必要見込量およびその見込量確保のための方策を示すものです。

1 平成 26 年度の数値目標

2 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込みと見込量確保のための方策

3 地域生活支援事業の実施に関すること

4 施設整備の推進に関すること

9 プラン推進に向けて (連携と協力の推進)

プラン推進のために、国、県、市等、行政による対応だけでなく、障がい者団体や福祉関係事業者、企業、地域、市民等、社会全体で障がいのある方を包み込み、あらゆる方面からの支援を行っていきます。

またこれからは、障がいのある方にも主体的な活動が求められます。そのためには、行政をはじめとした各関係機関が、障がい者ニーズや社会の変化を的確にとらえ、今まで以上に「連携・協力」「役割分担」を強化し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的に支援するための取り組みを進めていきます。



10 プランの点検・評価・見直し

プランの点検・評価については、「PDCAサイクル」に基づいて行います。継続的に計画の進捗状況を点検・評価することで、効果的にプランを推進するとともに、必要な見直しを行います。

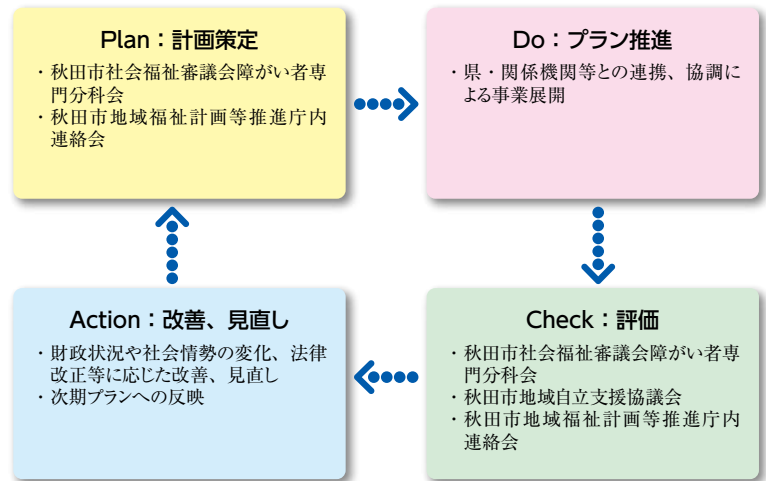
1 評価の方法

毎年度、施策の展開で設定した【取組の目標】の進捗状況等を踏まえ、評価します。

2 推進体制

「秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会」および「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」において、毎年度、計画の評価を行います。

財政状況や社会情勢の変化、法律改正等に応じて、適宜計画の見直しを行います。



3 調査、情報の収集・提供

プランの進行管理や見直しが効果的かつ効率的に行われるよう、地域の状況調査や関連情報の収集に努めながら、わかりやすく情報を提供していきます。

平成25年
3月
編集・発行

秋田市福祉保健部障がい福祉課

TEL 018-866-2093 FAX 018-863-6362
e-mail ro-wfsc@city.akita.akita.jp

表紙の写真について

- 左上：パソコン教室で通訳する手話通訳者の石塚澄絵さん（左）
- 右上：障がい児のヘアカットボランティアNPO法人福祉理容美容協会
ほわいと代表理事岩見谷真広さん（左）
- 左下：障害者就業・生活支援センターウェルビューいずみ牧野真悟さん（左）
生活支援センターを活用して就職した松田朋之さん（右）
- 右下：接客を通じて地域のかたとふれあう、地域活動支援センター
工房こすもすの通所者、長岡広秀さん（中央）
- 中央：第5回秋田市身体障がい者スポーツ大会でグラウンドゴルフを楽しむ皆さん

本プランにおける「障がい」または「障害」の表記については、「秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針」に基づいています。